

## 「公共交通乗って ecoh（行こう）！」県民運動 よくある質問

### Q どのように応募したらよいですか。

A ホームページに添付している「公共交通乗って ecoh（行こう）！宣言届出書を、みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会事務局（鳥取県 地域交通政策課）へメールまたは FAX にて送付してください。

メール：[koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp](mailto:koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp)

FAX：0857-26-8107

### Q 参加後（宣言後）、どのようなことに取り組めばいいですか。

A チェックまたは記入いただいた宣言内容を各企業等で展開していただき、従業員や来訪者等への公共交通の利用促進に取り組んでください。

また、宣言内容の展開と合わせ、実施要綱記載の「事業所内での周知」、「ノーマイカーデー等の設定（自治体が設定する運動との連動も可）」、「ホームページの会社案内などに公共交通アクセスを表記」する等にも取り組んでいただき、公共交通利用の意識醸成を図ってください。

協議会では宣言いただいた企業等について、定期的に鳥取県のホームページや SNS 等で周知を図る予定です。

### Q 企業ではなく団体ですが、参加はできますか。

A 「公共交通乗って ecoh！」県民運動の趣旨に賛同いただければ参加はできます。

### Q 取り組みの報告などは行うのですか。

A 基本的には取組の報告は不要です。

公共交通の利用促進に資する取組に対しては、支援金を交付できる場合があります。交付申請を行った場合は、事業完了後速やかに実績報告をお願いいたします。実績報告を受け交付を決定した場合、その後支援金の支給を行います。

### Q 利用促進につながるような実績がありませんでした。

A 実績報告書の提出の際にその旨の記載をお願いします。実績がなかった場合は支援金が支給されないことがあります。

### Q 利用促進の実績などが把握しきれないのですが、この場合も報告（様式第3号）は必要ですか。

A 実績報告書の提出をお願いします。ただし、利用促進にかかる具体的な実績が把握しきれない場合、支援金が支給されないことがあります。